

# 今後の補助金等の申請手続きについて

令和 8 年 1 月 23 日  
交通政策課

# 1 今後の補助金申請に係る地域公共交通会議での承認手続きについて

## 【承認前申請・事後報告の取扱いについて】

### 1. 背景・趣旨

市の財政状況は憂慮すべき状況が続いている、該当する事業については積極的に補助金等の財源を確保する必要があります。

一方で、補助金の申請については、地域公共交通会議において補助対象事業の計画策定や内容について協議・合意形成を行い、承認（合意）を得ることが前提条件となっています。

しかし、補助金によっては申請期間が短期間のものや、公募期間内であっても予算額に達し次第、受付が終了する「先着順」のものもあるため、早期の申請が必要になります。

そのような場合、会議開催前に申請手続きを行う必要が生じます。

### 2. 今後の対応

上記の事情を踏まえ、今後の補助金等の申請にあたっては、申請期間が短期間である場合や早期の申請が必要な場合等で、地域公共交通会議の承認前の申請が必要な場合、期限対応のための暫定的な対応として、会議の承認前に申請手続きをさせていただき、申請後、速やかに会議において申請内容を報告し、承認を求めるこことしたいと考えております。

会議において内容の見直し等が必要とされた場合は、事業内容の修正等必要に応じた申請内容の変更を行う考えです。

補助金申請の円滑な実施と、地域公共交通施策の継続的な推進のため、承認前申請および事後報告という取扱いについてご理解をお願いしたいと考えています。